

依存症支援 Web 広告業務仕様書

第 1 委託業務名

依存症支援 Web 広告業務

第 2 目的

依存症は適切な治療と支援により、回復可能な疾患であるにも拘わらず、自己責任という偏見や「否認の病」という疾患特性から支援につながりづらい現状があることから、容易に情報を入手しやすいインターネットの検索エンジンや Web ページ等への広告を活用し、依存症に関する正しい知識の普及と支援情報を発信することを目的とする。

第 3 委託期間

契約を締結した日から令和 5 年 3 月 31 日まで

第 4 委託料上限額

2,052,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、上記のうち広告出稿費については 615,600 円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、実費精算とする。

第 5 委託業務の内容

全県民に対して、バナー表示やプロモーション広告を行い、依存症の正しい知識の普及と支援情報の発信を行う。

(1) 広告掲載期間

期間については、別紙「山梨県依存症相談窓口月別相談実績」を勘案し、山梨県（以下「県」という。）と協議のうえ、最適なタイミングで広告出稿費の条件を達成できるように設定するものとする。

(2) 対象地域

- ・ 県内

(3) 対象者

- ・ 全県民

(4) ランディングページ

依存症支援に特化した特設ページを作成する。

(5) 広告の種類

広告の配信に当たっては、県との協議のうえ、最適な情報発信の手法を工夫、検証しながら実施するものとする。

① ディスプレイ広告

- ・ バナーは 1 種類以上作成し、最終デザインについては県と協議のうえ、決定す

る。

- ・ランディングページは、（４）で作成するものとする。
- ・媒体については、Yahoo!、Google、SmartNews等から効果的なものを活用する（媒体数は不問）。

② プロモーション広告

- ・県と協議の上、決定する。
- ・活用ソーシャルメディアはTwitter（山梨県福祉保健部健康増進課Twitterアカウント）
- ・ランディングページは、（４）で作成するものとする。

（５）報告

① 例月の報告

翌月１０日までに前月分について、配信種別毎の内訳等をまとめたレポートを提出すること。

② 委託業務の完了報告

令和５年４月１０日までに、委託期間を通じたレポートを提出すること。

第６ 業務実施上の留意事項

（１）広告出稿費の実費精算

契約締結時に県及び受託者で定めた広告出稿費は実費精算とし、広告出稿費の実績が契約時に定めた広告出稿費に満たない場合に、当該満たない金額を委託料の精算時に減額する。

（２）その他

本業務実施に係る全ての成果物の著作権は県に帰属すること。

第７ その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

山梨県依存症相談窓口月別相談実績（R元. 8月～R3年度末）

